

# 教育訓練給付金の支給の対象となる厚生労働大臣指定教育訓練明示書

(1/4)

講座の名称	弁理士合格ベーシックコース 通学+(Web+音声DL)				
実施方法	① 通学制 ( 昼間 ) ・ ( 夜間 ) ・ ( 休日 ) ② 通信制 スクーリング (回数 回)				
指定講座番号	1 3 0 0 3 - 0 6 1 0 1 0 - 8				
講座の創設年月日	教育訓練給付金 対象講座の指定期間	訓練期間	9 ヲ月	総訓練時間	300 時間
平成17年 9月 1日	平成33年 3月 31日 まで				
1. 教育訓練目標					
①取得目標とする資格の名称、目標レベル		弁理士			
②①に係る資格・試験等の実施機関名称		経済産業省			
③当該資格等を取得するための要件または 受験資格等		特になし			
④当該技能・知識の習得が必須または有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況		知的財産権に関連した業界・部署にてその専門知識を活用することができている。			
2. 教育訓練の内容					
教科 (カリキュラム)		時間	使用教材名		
入門講座 (講義編・演習編) (36回)		108時間	入門テキスト：全体構造		
論文基礎力完成講座 (講義編・答練編) (18回)		54時間	特許法・実用新案法		
短答基礎力完成講座 (講義編・答練編) (46回)		138時間	意匠法		
			商標法		
			条約		
			不正競争防止法		
			著作権法		
			論文テキスト：特許法・実用新案法		
			意匠法		
			商標法		
			短答テキスト：特許法・実用新案法		
			意匠法		
			商標法		
			条約		
			不正競争防止法		
			著作権法		
合計		300時間			
3. 受講者となるための要件 (この講座を受講するために必要とされている条件など)					
①受講するに当たって必要な実務経験等		特になし			
②受講者が受講に最低限有しておくべき 資格・技能・知識等の内容及びその水準		特になし			
③その他		特になし			

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況			
(1) 資格取得状況			
① 昨年度の受講修了者数	89人		
② ①のうち目標資格の受験者数	46人	受験率 (②/①)	51.7%
③ ②のうち合格者数	9人	合格率 (③/②)	19.6%
④ 上記②・③の回答者数	54人		
(2) 受講修了者による講座の評価等			
① 回答者総数		35人	
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	31人	②A:就業者計 33人
	2 非正社員・派遣社員	2人	
	3 その他就業 (自営業等)	0人	
	4 非就業者	2人	②B:非就業者計 2人
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上 (昇進、昇格、資格手当等) に役立つ	12人	③の回答数合計 ※②Aと同数 (又はそれ以下) 33人
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	2人	
	3 社内外の評価が高まる	9人	
	4 円滑な転職に役立つ	5人	
	5 趣味・教養に役立つ	2人	
	6 その他の効果	3人	
	7 特に効果はない	0人	
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる	0人	④の回答数合計 ※②Bと同数 (又はそれ以下) 2人
	2 希望の職種・業界で就職できる	1人	
	3 より良い条件 (賃金等) で就職できる	0人	
	4 趣味・教養に役立つ	0人	
	5 その他の効果	0人	
	6 特に効果はない	1人	
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	1人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数 (又はそれ以下) 2人
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	0人	
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	0人	
	4 就職していない	1人	
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	10人	⑥の回答数合計 ※①と同数 (又はそれ以下) 35人
	2 おおむね満足	21人	
	3 どちらとも言えない	4人	
	4 やや不満	0人	
	5 大いに不満	0人	
5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法			
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベルの到達度の把握・測定方法		確認テストの得点結果が70%以上をもって教育訓練目標とする知識の習得があったものとします。	
(通信教育の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間日・回数			
6. 修了を認定するための基準並びに修了を認定する時期及びその方法			
<p>通学制：全講義回数の80%以上を出席し、かつ確認テストの得点結果が70%以上をもって教育訓練目標とする知識の習得があったものとします。</p> <p>出席率は、受講証のバーコードを講義開始前に各本校に設置してあるバーコードリーダーで読み取る方法で出席結果を記録します。講義終講後受講生が出席結果を記載した「自己管理表」と照合します。</p> <p>確認テストの得点結果は、受講生に修了予定日2週間前までにご解答・ご提出いただきます。</p> <p>ご本人に修了証明書を交付することをもって修了認定とします。</p>			

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法

(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法

短答初心者にも分かるように基礎から重要事項を繰り返して指導する。  
通学・通信に関わらず、常に質問できる環境を整えている。

(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制  
(例：資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)

最新法改正についての情報公開や無料公開講座、実務家講演会等を定期的で開催  
弊社プロキャリア事業部での弁理士試験学習者、合格者の人材派遣登録

8. その他の事項

実施者名及び代表者名	株式会社 東京リーガルマインド	(代表者： 反町 雄彦)
住所及び連絡先	〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町2-2-12	TEL 03-5913-5011
施設名称及び施設長名	LEC東京リーガルマインド	(施設長： 反町 雄彦)
住所及び連絡先	〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町2-2-12	TEL 03-5913-5011
給付制度担当部署・者	LEC東京リーガルマインド LEC総研第一研究所 申請課	給付金係 保科 理恵
連絡先	〒164-0001 東京都中野区中野4-11-10 アーバンネット中野ビル	TEL 03-5913-6305

教育訓練経費	1. 教育訓練給付金の対象となる経費 (①+②) ※		399,600円
支払方法 ①一括払	①入学料 (税込額) (*割引・還元措置を実施した場合にはその割引後の税込額になります。)		0円
	②受講料 (税込額) (*割引・還元措置を実施した場合にはその割引後の税込額になります。)	(うち、必須教材費	399,600円 0円)
②分割払	2. 教育訓練給付金の対象外となる経費 (①+②+③+④)		0円
③両方可	①副読本代 (税込額)		0円
	②実習等に伴う交通費・宿泊費 (税込額)		0円
	③施設維持費 (税込額)		0円
	④その他 (法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)		0円
	3. 総額 (1 + 2) (税込額)		399,600円

(特記事項)

【訓練期間】9ヵ月

\*この書類は、受講生の適切な講座選択を促進するための措置として、厚生労働省が指定講座に係る情報開示を徹底するためのものです。

\*次頁の「教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について」を必ず一読ください。

## 教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1) 教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料（最大1年分）に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

- (4) 教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験等した場合には、教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了したものとは認められていませんので、教育訓練給付金の支給を受けることはできません。